

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和4年6月6日

- ※1 「神戸町長選挙」又は「神戸町議会議員補欠選挙」の選挙名を記載する。  
 ※2 候補者氏名は、立候補届出と一致する。

令和4年6月5日執行

神戸町 **長** 選挙 ※1

候補者氏名（※戸籍名） **神戸 太郎** ※2 (印)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所 <b>岐阜県安八郡神戸町□□ ○○番地</b>	
	氏名 <b>西濃 三郎</b>	
雇用年月日	報酬の額	備考
<b>令和4年5月31日</b>	<b>12,500</b> 円	<b>1台</b>
<b>令和4年6月1日</b>	<b>12,500</b> 円	<b>1台</b>
<b>令和4年6月2日</b>	<b>12,500</b> 円	<b>1台</b>
<b>令和4年6月3日</b>	<b>12,500</b> 円	<b>1台</b>
<b>令和4年6月4日</b>	<b>12,500</b> 円	<b>1台</b>

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が神戸町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、神戸町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、神戸町に支払を請求することはできません。